

## 令和7年第8回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年8月29日(金) 午前9時30分 ~ 午前10時30分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 19名

会長 19番 畑 雄二

会長職務代理 18番 田 中 政 幸

委員 1番 安 藤 直 樹 2番 千 葉 芳 枝

3番 五 十 嵐 勝 4番 山 田 和 正

5番 長 谷 川 彰 徳 6番 岩 間 秀 一

7番 貞 廣 樹 良 8番 赤 澤 良 一

9番 伊 藤 貢 三 10番 峯 崎 光 行

11番 鈴 木 英 昭 12番 吉 田 彰

13番 中 澤 裕 幸 14番 土 屋 典 昭

15番 太 田 秀 樹 16番 鈴 木 孝 典

17番 白 木 義 一

欠席委員 (名)

4 説明員 五十嵐事務局長 ・ 田中農業振興係長 ・ 佐藤主事

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般報告

第4 議案第29号 現況証明願の件

第5 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可の件

第6 議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項  
の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の  
要請の件

第7 議案第32号 農用地の買入協議要請の件

## 令和7年第8回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和7年第8回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号17番 白木義一委員、1番 安藤直樹委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定ですが、本期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
委員長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 ご質問ございませんか。
委員長	(なしの声) ないようございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、議案第29号、現況証明願の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
佐藤主事	ただいま議題となりました議案第29号現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて証明の可否について審議を求めるものです。 調査員につきましては、岩間委員を主任とする、貞廣委員、赤澤委員の3名により8月12日に現地調査を行いました。 申請の理由は、地目変更登記のためです。
議長	(議案朗読省略) なお場所につきましては、議案第29号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
岩間委員	事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、岩間委員から説明願います。
議長	8月12日に私と貞廣委員・赤澤委員の3名で現地調査を行いました。 調査地については、宅地に隣接しており、長年、農地として利用されていないことから、今後も農地として復元することは困難と思われるため農地・採草放牧地以外と判断しました。
委員長	以上で調査経過の説明を終わります。 ただいま、説明のあった現況証明願の件について、質疑を行います。 これに、ご質問ございませんか。
委員長	(なしの声) ないようございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。
	つぎに、日程の第5、議案第30号、農地法第3条第1項の規定による許

田 中 係 長

可の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第30号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。

のことについて、次のとおり申請があつたので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならぬこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。場所につきましては、議案第30号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明のあつた農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。

これにご異議ございませんか。

委 員 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。

田 中 係 長

つぎに、日程の第6、議案第31号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件を議題とします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第31号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件についてご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の可否について、審議を求めるものです。

利用権の設定の種類は、1番から3番は所有権移転、4番が賃借権設定、5番から8番は使用貸借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、番号1番から3番・5番・7番については北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり10ページ別添1調査書、番号4番は個人が利用権の設定等を受けるものであり11ページ、別添2調査書、番号6番・8番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、12ページ別添3調査書、以上のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第31号資料のとおりとなっております。

議 長

また、農用地利用集積等促進計画の公告の時期につきましては9月25日を予定しております。

委 員 長

ただいま、事務局から説明があった農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり要請することに決定をいたします。

田 中 係 長

つぎに、日程の第7、議案第32号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第32号、農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。

なお、場所につきましては、議案第32号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明のあった農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり要請することを決定いたします。

委 員 長

以上をもちまして、第8回農業委員会総会は閉会いたします。